

# 令和6年度 社会福祉法人昭和福祉会 事業計画

## 【基本方針】

理念である『わたしたちは、ご利用者を第一に考え真心あるサービスの提供に努めます。』を基本とし、誠実で思いやりの気持ちを持って、社会福祉法人として、地域で生活されている高齢者や障がい者の方が、住み慣れた環境の中で暮らしが継続できるよう、施設や事業所間、行政や関係機関と連携し限られた人材、設備、資金等を活用し、より質の高いサービスを効率良く長期的に提供出来る経営に努めて参ります。

感染症や自然災害等が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが継続的に提供できる体制を維持できるよう、業務継続計画の確認と更新の実施、また、非常災害協力隊員参加の訓練に取り組みます。

慢性的な職員不足であっても各種サービスとの連携を強化し、介護 ICT(情報通信技術)を活用しながらご利用者の尊厳を保持し、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供に努めます。また、人材の確保や介護現場の革新のためにも、介護 ICTの活用や加算の取得等で業務効率化や負担の軽減と処遇改善を図ります。そのために今後も人事考課制度を有効活用し、法人としての共有すべき価値観や行動基準を浸透させ、上司と部下が同じ期待像を共有化することで方向性を確認しながら『何を目標に成し遂げればいいのか』という視点を明確にし取り組んで参ります。

## I 特別養護老人ホーム昭和ホーム「本館」

### 【基本事項】

- (1) 従来型多床室のため画一的なサービス提供にならないように、個別ケアの提供に努めます。
  - ・ご利用者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、集団生活への調和と安全性に配慮し、穏やかな生活が送れるよう支援します。
  - ・短期入所ご利用者については、在宅での生活の延長と心身機能の維持に配慮します。
- (2) 職員確保に努め、職員数に合った入所受入れを実施します。
  - ・施設本館利用率60%以上、本館短期利用率85%以上を目標とします。
- (3) 信頼できる施設づくりの基本として職員教育を実施します。
  - ・感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供が継続できるよう、業務継続計画の更新、年2回の研修と訓練の実施に努めます。
  - ・防災・非常時災害対策の充実と体制強化のため、毎月の訓練と非常時用機器の取り扱い方法の周知と点検を実施します。
  - ・事故防止と発生時の適切な対応をとるために安全担当者を定め、事故防止対策研修を年2回実施し、組織的な安全対策体制を整備します。
  - ・接遇やハラスメント対策、ストレスマネジメントに関する研修を実施します。
  - ・各種送迎や、通勤等における安全運転と事故防止を徹底します。

- (4) ご利用者の権利擁護のために、虐待防止・不適切なケアの防止・身体拘束ゼロを継続します。
- ・身体拘束を行わない介護技術や虐待に関する研修を年2回実施します。また、不適切なケアに対するアンケートの実施や、原因となりえるストレスマネジメントの研修など担当者を設置し、施設長を先頭に全職員で取り組み、職員自らが制度を理解し確実に実践することで、より良いサービスの向上に繋がります。

## 特別養護老人ホーム昭和ホーム「ユニット館」

### 【基本事項】

- (1) ユニットケアの特性を活かし、ご利用者一人ひとりの個性や生活リズムに合わせたサービスの提供に努めます。また、ご利用者同士が相互に社会的関係を築きそ  
の人らしく生きいきと自律的な日常生活を営んでいただくよう支援いたします。
- ・本人の意思や生活習慣が優先される居住空間を整備します。
  - ・10～14人ずつのユニットグループ形成と職員の固定配置によりなじみの関係を構築しご利用者それぞれの24時間の暮らしを支えます。
  - ・今後も24時間シート(個別日課表)を作成し、記録との連動により、ケアの統一化と質の向上に努め、ケアプラン更新時には24時間シートを見直してご利用者の状況変化を反映させます。
- (2) 職員確保に努めユニット型個室の入居を促進し利用率90%以上を目指します。
- (3) 信頼できる施設づくりの基本として職員教育を実施します。
- ・感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供が継続できるよう、業務継続計画の更新、年2回の研修と訓練の実施に努めます。
  - ・防災・非常時災害対策の充実と体制強化のため、毎月の訓練と非常時用機器の取り扱い方法の周知と点検を実施します。
  - ・事故防止と発生時の適切な対応をとるために安全担当者を定め、事故防止対策研修を年2回実施し、組織的な安全対策体制を整備します。
  - ・接遇やハラスメント対策、ストレスマネジメントに関する研修を実施します。
  - ・各種送迎や、通勤等における安全運転と事故防止を徹底します。
- (4) ご利用者の権利擁護のために、虐待防止・不適切なケアの防止・身体拘束ゼロを継続します。
- ・身体拘束を行わない介護技術や虐待に関する研修を年2回実施します。また、不適切なケアに対するアンケートの実施や、原因となりえるストレスマネジメントの研修など担当者を設置し、施設長を先頭に全職員で取り組み、職員自らが制度を理解し確実に実践することで、より良いサービスの向上に繋がります。

## 【重点事項】

### □総務係

#### ①経営基盤の強化

- ・法人本部・昭和ホーム本館・ユニット館拠点区分毎に、適正な会計処理を行います。
- ・介護報酬の改定に伴い、上位加算の取得を目指します。適切な収支管理を行い、運営の安定に努めます。
- ・各種補助金を有効に活用し、運営の安定に繋げて行きます。
- ・ホームページ・ハローワーク・職員募集広告等を活用し、引き続き人材確保に努めます。

#### ②職員の資質向上

- ・計画的な外部・オンライン・動画研修への参加及び、内部研修の充実のため、年間研修計画を作成し職員に周知を図ります。
- ・経験年数や職種に応じたキャリアアップのために、外部・オンライン・動画研修の活用を図りながら、内部研修も充実させ、全体的な研修体系の確立を図ります。
- ・職員の能力開発・育成への活用、公正な職員処遇の実現、個人の意欲の喚起と組織活性化のため、適正な人事考課を行います。

### □生活相談係

#### ①自立支援に向けたサービスの提供

- ・ご利用者自身が、その人らしい生活を送ることができるよう、一人ひとりの状態把握と意向確認を定期的に行いながらケアプランを作成し、多職種が連携を図り一貫したサービスを提供できるよう取り組みます。また、ご利用者が生活する中で抱く困りごとを気軽に相談できる環境作りに取り組みます。

#### ②ご家族への支援

- ・日常生活の様子を定期的に報告します。また、状態の変化により、サービス提供の内容に変更があるときは、個別に電話や文書で報告します。面会については、基本的な感染対策を行いながら満足していただけるかたちで実施できるよう、さらにご利用者の状態に応じた個別の対応ができるよう取り組みます。

#### ③地域・関係機関との連携

- ・感染予防対策を講じながら、地域の方々やボランティアなどを受け入れ、ご利用者が笑顔で穏やかに過ごせる環境作りに努めます。
- ・居宅介護支援事業所と連携を図りながら、地域住民のニーズに応えられるよう柔軟な対応ができるよう取り組みます。

### □養護係(本館)

#### ①施設内で生活されるご利用者一人ひとりの生活歴・人生観の理解・把握に務めます。

- ・その方らしく過ごせるようケアプランに沿ったサービスの提供をします。

#### ②障害や認知症があっても、その方らしく過ごせるよう、行動の理解・把握に務めます。

- ・穏やかに過ごして頂けるよう、細やかなコミュニケーションを図ります。

#### ③介護技術の内部研修会を開催し介護技術の習得・向上を図ります。また、外部研修

やオンライン研修を受講し、より良いサービスの提供に努めます。

- ④施設全体で連携・協力し情報共有を行い、ご利用者一人ひとりが安心して穏やかに過ごすことが出来るように、生活の質の向上に努めます。

### □養護係(ユニット館)

- ①ご利用者、一人ひとりの意向を尊重し暮らしの継続と自分の住まいと思えるような環境作りに努めます。
- ②ケアプランの把握と周知、24時間シートの活用で統一したケアと個別ケアが出来るよう努め、自律的で安心した生活が送れるよう支援します。
- ③内部研修の実施や動画研修・外部研修へ参加し、知識と技術を習得し職員同士で共有、新入職員の育成も併せながら、より良い支援とケアの質の向上に努めます。
- ④他部署との情報の共有・連携を密にし、施設全体での協力体制作りと感染対策の徹底の継続に努めます。

### □看護係

#### ①ご利用者の健康管理、服薬管理

- ・多職種との連携により、日常の健康把握を行います。異常の兆候を早期に発見し、医師への連絡、指示を仰ぎ適切な処置をします。
- ・看護師同士・介護職員と共に薬の確認をしあい、服薬事故を防ぎます。万が一服薬事故が起きてしまった場合、リスクマネジメント委員会で協議し、最も適切な再発予防策を講じます。

#### ②医療キーパーソンとしての役割

- ・医師の指示を他部署へ報告し、情報共有によりご利用者の健康を守ります。現在の状況を確実に把握できるよう努め、ご家族への報告を今まで以上に詳しくお伝えします。また、医療についてご本人、ご家族、施設職員をつなぐ役割、窓口としての職務を担います。

#### ③看取り支援

- ・ご本人とご家族の意向に沿い、希望時は看取り支援を行います。施設看取りの方針を十分に説明、同意を得た上で看取りケアを開始します。他部署との連携を図りながら行い、身体の保清と安楽な看取りを実施します。

#### ④褥瘡予防と早期治癒

- ・ヘルスケア委員会をはじめとして多職種と協働し、褥瘡予防に努めます。褥瘡発生時は早期対応を行い、早期治癒に努めます。

### □栄養係

#### ①栄養ケアマネジメントの実施

- ・ご利用者一人ひとりの状態を把握し、他職種と連携を図り、その方に合った食事を栄養ケアプランに基づき提供します。

#### ②給食管理

- ・ご利用者の嗜好や状態に合った食事を提供します。季節の食材を取り入れ、行事食や

地元で親しまれている食事、選択食、ご利用者参加型のおやつの手作りなどを行い、楽しんでいただける食の場を広げていきます。

### ③衛生管理

- ・安全で美味しい食事作りを念頭に衛生管理を遵守し食中毒の予防に努めます。また動画研修等を定期的に行い職員の知識向上に。

## 【具体的事項】

### □委員会体制の充実

- ・本年度は各委員会の構成メンバーを改選しました。委員会の内容をより専門性に特化した活動とします。感染症の状況をみながら本館、ユニット館それぞれに会議を開催し、内容によっては感染対策を徹底し合同での会議開催を計画します。各委員会がそれぞれに自主性を発揮し活動を行えるよう、各委員会を支援していき、会議や活動への参加率の向上を目指していきます。
- ・各委員会の事業計画については、別紙のとおり。

## II すみれ荘居宅介護支援事業所

### 【基本事項】

要介護状態にある、ご利用者の意思を尊重し、その有する能力を活かし住み慣れたご自宅で、可能な限り自立した質の高い生活を営み、状態の悪化を予防できるように、医療機関や関係機関等と連携を図り、適切なサービスが利用できるように支援を行います。

### 【重点事項】

- ①要介護状態にあるご利用者が、可能な限りご自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援を行います。
- ②入院時は、医療機関への情報提供を行い、医療機関やサービス事業所等と連携を図り、退院後にご自宅での生活不安を解消し、安心してご自宅での生活が継続できるように支援を行います。
- ③昭和村役場、地域包括支援センター、関係事業所等と連携を図り、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、適切なサービスを提供し、住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるように支援を行います。

## III すみれ荘居宅介護サービス事業

### 【基本事項】

在宅で要介護状態となった場合においても、住み慣れた地域や場所で、在宅生活を安心して過ごす事が出来るよう支援していきます。

短期間、緊急時や臨時利用にも柔軟、迅速に対応していくと共に、ニーズに合ったサービスの提供ができるよう、医療従事者や介護支援専門員など関係機関との連携を密にし、ご利用者の意思及び人格を尊重し、家族との結び付きを密接にするよう取り組みます。

## 1. 介護保険事業 重点事項

### 通所介護事業

- ①ご利用者の変動が多い中で利用稼働率70%、実利用者60名を推移し、効率的な事業展開と経費節減に努めていきます。
- ②内部研修を充実させ職員がスキルアップすることで質の高いサービスを提供し、ご利用者の満足度が高められるよう取り組みます。
- ③ご利用者の身体的、精神的な状態を把握するため、多職種によるアセスメント、通所介護計画を作成し、その有する能力に応じた生活が営まれるよう援助します。
- ④ご利用者の介護予防を重点に個別、集団リハビリ計画に基づき作業療法士・看護師等が協働でリハビリを実施し、歩行の安定や機能維持・向上ができるよう取り組み、在宅での生活が継続できるよう支援します。
- ⑤ご利用者の意向や趣味を考慮しつつ、認知症予防レクリエーションを取り入れ、生活に張り合いを見出すための取り組みを積極的に行います。
- ⑥送迎時、来所時にご利用者の健康状態を把握し、異常の兆候を早期に発見し、医師、関係機関と連携し適切な対応を行います。

### 訪問介護事業

- ①訪問介護職員の資質向上を図り、ご利用者に満足していただけるサービスが提供できるよう努めていきます。サービス提供責任者によるアセスメントで最新のご利用者の状況を把握し、報告・連絡・相談を関係機関と確実に行い、ニーズの適正化や見直しに繋げ、チームケアを意識しニーズに合ったサービスが提供できるよう努めていきます。
- ②訪問介護計画書、アセスメント、モニタリング、経過記録等書類の整備を引き続き行い、サービスの質の向上を図るため、手順書の徹底と見直しを行い、担当職員が共有し標準化したサービス提供ができるよう努めます。
- ③ご利用者、ご家族と信頼関係を築き、ご利用者の求めている生活に近づき利用して良かったと思っただけのようなサービス提供を目指します。ご利用者の生活状況の把握し、ご家族には定期的に近況報告ができるよう努め、他の関係機関と連携して安心して在宅で生活できるように支援します。

### 《共通》

- ①経験や専門性を活かし、安全で安心できる質の高い介護サービスを提供できるよう、ヒヤリハット・事故報告書を再検討しリスクマネジメントに努めていきます。
- ②職員の資質向上に向けて高齢者虐待防止、認知症対応等についてオンラインを活用した研修に取り組みます。
- ③個別に短期目標、評価を実施してモチベーションの向上を図り、専門職として知識と技術向上を目指し、人事考課に繋げていきます。

## **2. 指定管理事業 重点事項**

### **1) 高齢者生活支援センター**

- ①入居者に対する複合的な生活支援、介護に努め、入居者のプライバシーに配慮し、共同の生活のルール内での最大限に個別の希望が満たされるよう努めます。
- ②入居者が安心して生活が送れるよう主治医、包括支援センターと連携を図り、各種相談、助言、緊急時の対応を迅速にできるよう努めます。
- ③要介護者が増える中で、ご利用者の状態に合わせた対応を関係機関及びご家族等と相談し、ご利用者の意思を尊重した対応を図ります。

### **2) 配食サービス事業**

- ①ご利用者の状況を把握、効率化を図るためお弁当の配達はやサービス送迎時に実施し、配達時の声掛けや見守り等を実施し必要に応じ地域包括支援センター等に報告します。
- ②食事の提供による健康維持及び献立表等を利用して食への関心を高めます。美味しく安心して召し上がっていただくために、ご利用者の食事形態に合わせた調理及び盛りつけの工夫に努めます。

### **3) 車椅子同乗軽自動車貸出事業**

- ①在宅の要援護・要介護高齢者等の方の外出を助け、障害をもたれた方々の社会参加を促進していくために専用車両の貸出を実施し、生活の利便性が図られるよう努めます。

### **4) 高齢者等外出支援サービス事業**

- ①高齢者等が住み慣れた地域で生活していくために、日常生活で必要となる医療機関等への通院の支援を行うことにより、住民の福祉サービスの向上が図れるよう努めます。
- ②介護予防、生きがいをづくりのため高齢者等の日常生活の利便を確保し、生活圏の拡大を図るよう努めます。
- ③突発的事案にも対応できる職員体制や福社会全体の連携を図り、ご利用者、ご家族のニーズに対応できるよう努めます。